

平成 24 年度第 3 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 25 年 1 月 24 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
場所：横浜市庁舎 2 階 応接室

第3回 横浜市税制調査会議事録

平成25年1月24日（木）午後2時から午後4時まで
市庁舎2階応接室

- 税制課長 それでは定刻になりましたので、ただ今より、第3回税制調査会を開会します。
 横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないことと規定されておりますが、本日は、5名の委員にご出席いただいておりますので、会議開催の定足数を満たしております。
 最初に財政局長の柏崎より一言ご挨拶を申し上げます。
- 柏崎局長 財政局長の柏崎でございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。本日も、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。前回開催しました、11月末以降、横浜市の中では、昨年12月の第4回市会定例会において、横浜みどり税について、欠損法人に対する法人市民税の課税免除措置の適用期間を1年間延長するなどの市税条例の改正を行いました。また、個人市民税について、NPO法人への寄附金の税額控除の対象を広げる市税条例の改正も行ったところです。一方、国では、先生方もご承知のとおり、政権交代が12月に行われ、与党税制調査会が中心となって様々な議論を行うという形になってまいりました。私どもが把握している範囲ですが、税制改正については、所得税の最高税率の引き上げや住宅ローン減税の拡充などが盛り込まれる見通しとなっておりますが、地方財政という観点から申し上げますと、自動車取得税・自動車重量税については、市町村にとって大事な財源になっておりまして、全体の税収の半分以上は市町村の財源となっているわけです。本市としても他の政令指定都市と一緒に、見直す場合には確実な代替財源、特に税源の確保を要望してきました。報道によりますと自動車取得税は消費税10%増税時に全廃となっておりますが、どうもその代替財源は先送りということですので、我々としましては今後もしっかりと国に対して要望を続けていくこととなります。今申し上げましたように、例年ですと年末に税制改正が決まるわけですが、1ヶ月ぐらい遅れております。その影響を受けまして、予算編成の途上にございまして、今日この時間と並行しまして市長審査が行われることとなっております。大変申し訳ありませんが、後ほど離席をさせていただくこととなりますが、税を巡る議論はこれからますます我々にとって市民と向き合ってやっていかなければならない大事な議論だと考えておりますので、先生方から今年も様々な意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 税制課長 それでは、これから議事に入ります。議事進行は座長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- 座長 それでは委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。年度末のお忙しい時にありがとうございます。本日の議題はお手元にありますように、大きく分けて三つになっております。その議題に従って進めていきたいと思ひます。最初の議題ですが、「課税自主権の活用上の考え方」について、これは昨年来ご議論をいただいているところです。2番目が昨年の最後の方にも少し触れましたけれども、国で作っている委員会から「住民自治の確立に向けた地方税制度改革」についてということで報告書が出ておりますので、ちょうど1番目の議題と同じところとなりますので、これについてご審議をいただければと思ひます。まず、最初に「課税自主権の活用上の考え方」について、簡単に事務局から説明をお願ひいたします。
- 税制課長 それでは、議題1の「課税自主権の活用上の考え方」についてでございます。右肩に資料1と入っております資料をご覧ください。まずは3ページをご覧ください。検討の目的・背景として三点挙げております。前回事務局が整理した資料が省略をしすぎてしまっているということで、前後の文脈等がわかりにくくなっておりました。再度整理をさせて

いただいたものでございます。4ページの「目的別・手法別の考え方の再整理・再確認のポイント（概要）」と、さらにお手元に「課税自主権の考え方について（目的別・手法別の整理）」ということで、最初のページが目次的なものとなっています。「1はじめに」、「2 財源確保策として課税自主権を活用する場合」、「3 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合」と大きく三点に整理をさせていただいております。説明は以上でございます。

座長

ありがとうございます。全体を通して、どこかおかしなところ、書き足りないところ等々ありましたらご意見をいただいて、おおよそこれでフィクスをしたいと思います。ちなみに今ご審議いただいている「課税自主権」と後に次の議題として取り扱う「課税の地方の自主権・自主性」の問題については次のご理解ください。現行制度のもとで地方の自主性を発揮する場合に、どのようなことが考えられるのか、どのような点に留意すべきなのか、どのような点を考えてやっていくべきなのかが、今ご審議いただいているところです。これに対して2番目の議題は、そもそも現行制度をどのように変えていくのかという議論ですので、2番目の方が大きな話になりますし、やや抽象的な話になります。1番目の方は、具体的な話ですし、今まで我々がやってきたことを踏まえておりますので、イメージしやすいと思います。その上で、何かご意見等々ありますでしょうか。では、最初に事務局お尋ねしたいのだが、5ページで、前回足りなかったということで引用していただいているが、その前段にも同じ文章が引用されていて、あまりカッコよくない。いかがでしょうか。

税制課長

修文等は今後やっていきたいと思っておりますが、引用したところがわかるように整理しているところです。

座長

とりあえず以前に出した報告書から拾ってきていただいているわけですね。

もう一つ私の方から先生方にお尋ねしたいのですが、3ページ目で、次の議題と大いに絡むところではあるのですが、2（1）の2つ目の○の書きぶりがこれでいいのかどうか。

つまり標準的な行政サービス、あるいは最低限の行政サービスをやる場合には、個々の自治体で財源確保をする、あるいは独自の課税でそれをカバーするという記述のところですが、「また、一般的な公的サービスのための財源確保、すなわち、地方公共団体の財源そのものが不足しているために最低限の行政サービスすら実施できないこととなっている場合、特定施策の実施のための財源確保ではなく、最低限の行政サービスのための財源を確保する税制が考えられる。財政再建団体における超過課税などがその例である。」

ということで、法定外の場合には一般的な行政サービス、他の自治体と同じレベルの行政サービスを行うものには充てないというのが我々のイメージだと思いますが、そうではなくてここで言っているのは、一般的な、標準的なあるいは最低限の、このあたりの文面もご審議いただきたいのですが、最低限あるいは標準の行政サービスをやる場合に財源が足りないときに独自課税でやるのは間違いであって、その部分は地方財政調整の中で考えていくべきということだと思います。抽象的すぎるので少し書き込みたいと思いますが、いかがでしょうか。

重要な点だと思います。地方の議会、目立ちたい首長ですとここのところを飛ばしてどんどん独自に地方税でやるべきであると。意気込みはよくわかるのですが、意気込みと税の理論は違うので、是非ご意見をお願いします。

委員

私の理解している範囲では、日本の地方の財政制度は標準的な財政需要は、税源で足りない分は、地方の交付税の財政調整制度で保障するしくみになっていて、その中での課税自主権ということだと思います。足りない部分を課税自主権で補うというのは、財政制度との兼ね合いでの課税自主権を考えることが必要で、もう一つ、そこを言ってしまった場合には、足りないところはすべて自助努力でやるべきだという議論にすり替わるリスクがあるのではないかと思います。ですからこの箇所については慎重に考えていった方がいいと思います。

座長 少しく具体的な書きぶりをお尋ねしたいのですが、他の先生方はいかがでしょう。

委員 議論としては、現行の制度を前提としている限りは、調整制度で本来の国として一般的な公共サービスは適用されるべき、今までの制度的な枠組みである。また、だからこそ地方税制度が存在するわけですから、それを見直すという話になっていけばこの書きぶりであるのかもしれないが、あくまで現行制度を前提とするのであれば、もう少し慎重に考えるべきである。書きぶりは座長にお任せします。

座長 一番ははっきりと書いた場合、「ここで想定しているようなことはあり得ない。一般的な行政サービスの財源が足りないということはあるのであって、これは財政調整制度が不備である。なので、独自課税を考える余地はないし、やるべきではない、また、考えるべきでもない。」という書きぶりもあります。

委員 理屈から言うとそうなる。

座長 そのほか、いかがでしょう。

委員 後の方でも出てくるのだが、特定とか一般とか何か明確な基準があるのでしょうか。

委員 標準的な行政サービスと通常は言っていますが、標準が具体的に何かというのは非常に難しいところです。

座長 理論と現実と両方知っているものからすると、逡巡が入るところですが、理屈からいうと明確ですが、現実を見ると曖昧です。そこに対して本当に交付税を信じて書ききっているのかというのは悩みどころで、交付税が確かに切り詰めて、切り詰めて、切られている中で、みなさん財源不足で困っているわけで、そこに税は口を出さないと謀反でも起こすかということにもなります。

委員 地方税法の枠組みがあって、地方税法上の市町村・都道府県の税目で税率が決まっているが、例えば横浜市と島根あたりで、政令市がどうかは措くとして同じ市レベルと言っても人口も産業構造も違う、工場立地が中心の市町村もあるだろうし、あるいはベッドタウン中心の市町村もある。そうすると、地方税のメニューの中で、どれで専ら税収を市町村が得ているかは、それぞれ異なるはずで、行政サービスが一般的なもの、不特定多数の人に及ぶようなこの市町村でもやるべきものが仮にあるとして、特定の市町村にとってはその中でも偏りがあるはずで、そのマッチングがあるのかどうかは気になります。おそらく全部を地方税の税収で、法定税で取れというのは無理な話で、取りすぎるか足りないかのどちらかになって、おそらくおしなべて足りないのが財政調整という名前で上乗せしている状況であると思います。ひらたく言って、地方税法の法定税率を上げてくれればそれで財政調整はせずに、多少儲かりすぎる所と、たっぷり儲かりすぎる所とそれぞれ差が出ます。それは少しひどいのでそんなことはできない。そうするとやや低めに税率を決めておいて、基本的には地方税の法定税の税収だけでは足りない状態にしておいて、凸凹をならして、ここで言う一般的な公共サービスという水準が市町村で動いているようにしているように私には見えます。それですと、そのところは足りないからと言って、法定外税を自由にやらせて、好きに調整したらいいという話にはならないと思います。

座長 日本のやり方として、おおよそ今お話いただいたやり方だろうと思います。ここをあまり立ち入ると財政調整論になります。課税自主権と財政調整は切り離せないものではあるが、ここはひとつ、横浜市は財政の力から言えば上の方だということでもありますけれど、やはり同じ地方公共団体の仲間のことを考えるべきだと思います。それと今の理屈からすれば、やはりこのところは、最初に申し上げたように、一般的、標準的な行政サービスの財源が足りないということはあるので、それは財政調整制度でやるべきである。地方税で上げることは、財政調整制度の破壊にもつながるし、財源のない自治体は果たしてどうすればいいかという状況に陥ってしまうので、ここは一般的な理論として、標準的な行政サービスが足りない場合は、財政調整をきちんと改善すべきであり、地方税で対応すべきでない。こういう内容でよろしいでしょうか。

委員 それでいいと思います。そうでないと、地方税をやめて、レッセフェールしてくれという話になる。いくらなんでもそれは言えない。

座長 難しいのは、横浜市の場合、そういうことを言いたいのも半分あるので、そのバランスをどうとるかである。大都市としてできることはやりたい。ただ日本全国の自治体制度の一つとして守るべきところは守る。

座長 ではこのところは、少し文章を考えさせていただいて、先生方には文章を確認していただくということにしたいと思います。おおよそ今のような内容を要領よく書く形になると思います。

委員 もう一点、P10に課税自主権を活用することになった時に、法定外普通税、特に法定外目的税の場合に「市民参画の必要性」が、横浜市の場合にはきちんと書いているが、私は、法定外目的税であれば、当然その目的を明確にして、それが「施策の実施にあたっての市民参画はもちろん」の後に、「効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要」と書いてあるが、非常に重要だと思います。特に法定外目的税であれば目的をきちんと検証し、それがどういう結果になったのかということが非常に大事だと思います。ここにはみどり税の最終答申が例として挙げられていますが、こういう形で書くのもやむを得ないと思いますが、課税自主権の活用上の考え方ということであれば、今後もありますので、市民参画の必要性というのは重要な項目として、もう少し書きぶり等を考えた方がいいと思います。

座長 もう少し書きこんだ方がいいでしょうか。

委員 そうですね。あまりにも2行だけで終わっているのは少なすぎると思います。

座長 前に書いたものを取り入れながら、今おっしゃっていただいた内容でもう少し膨らませる。

委員 書きぶりは座長にお任せします。

座長 では、私と事務局で案を考えて確認してもらおうということにしたいと思います。私もここは気になっていたところです。前提としてももちろんありますが、「市民参画」として文章にしていない。「市民参画」というのは本当はセカンダリーなもの。第一は市民代表である議会です。そのことを入れた方がいいように思います。

委員 こちらで責任をとるということになる。同じことですが、市議会のガバナンスを害しない範囲で「市民参画」をする。第一義的には市議会に責任がある。政策選択は議会で、政治的意思決定のプロセスの中でやらなくてはならない。それを補充するだけのフォローアップだけしかできない。市議会の間接代表という民主的意思を反映していないことになる。だから、議会が第一義的には政策決定の要であって、その中の効果的な使い方に市民参画はあったほうがいい。みどり税だけではなく一般的にも言えそうだというのがある。それと、もう一つ目的税もそうなのか。要するに予算書できっちり縛ってしまうときなどは。

委員 そういう意味ではなくて、法定外目的税という新しい制度のもとでは、先程の話の逆になるのですが、当然そのある一定の標準的な行政サービスを超えて行政をやるために、こういう意味で法定外目的税をたてますよという議論をする。

委員 目的税だと特別会計になったり、そこしか流れていませんということは制度的に担保できる。そこへ屋上屋を重ねていると見えなくはないか。

委員 目的税で、実際の特別会計をたてる。ところが、会計をたてたときに入っていくお金が目的税だけであれば、特別会計の勘定を全部チェックすることになるが、実を言うと特別会計は色々なお金が入ってくる。そうすると、先程の話に戻りますが、本当にそれを議会がきちんとチェックすべきであるが、同時にこういう組織が必要だということがここで書かれている書きぶりになる。

座長 その点について、あえて言えば目的税にしたから、余計にチェックが必要でしょうとい

うことだと思ふ。もし書くならばであるが。目的税ということは約束して税金をとったのだから、その約束に従って使われているかどうかのチェックをすべきであり、これは本来は議会がやるべきことであるが、目的を説明し得て市民に説明して納得していただいているのだから、市民の方でもそれに積極的参加して関心を持ちましょうということになる気がする。

委員 市民の参画ということは、情報の開示ということになると思う。目的税にしたからと言って市民に情報が知らしめられるわけではない。コンプライアンスとか色々あるが、そういう手段としてこの参画を有効に使っていこうという理解でよろしいか。そうではなくて、もっと住民の意思を反映させるものなのか。

委員 ○○委員のおっしゃるとおりで、情報の開示です。ただ、このテーマ自体が課税自主権の活用を議論していて、その中でさらに具体的な活用にあたっての留意事項として入っている限りは、今座長が言ったようなことは背景にあると考えた方がいい。

座長 目的税の方が縛ってあるんだから、特定支出なんだからという気持ちもよくわかります。それは制度的に議会や首長の事務部局が責任を取る話であると思います。そのために地方公務員や特別職を任用しているのであり、伝統的な地方自治の枠組みがあるという話だと思います。ただ、普通税なのに目的税の様に使いたいのであれば“普通税です”といっているだけでは足りなくて目的税の様な当初の政策目的などが、担保されているかということ別の形で、担保手段を講じなければならないのではないかと思います。そうすれば位置づけは決まると思います。プラスアルファですから。

委員 あくまでもプラスアルファ。第一義的には最初におっしゃっていたとおりで、制度運営全体を考える上では、首長なり議会なりが責任ととるべきだと思います。

委員 オンブズマンでも一緒ですけれども、あまり直接市民参加って重きを置きすぎるとそれとかかわりのない人たちに対する参加した市民の責任の取り方ってどう考えるんだろう。そこはとても気になります。つまり、市民オンブズマンは他の市民に対して政治的責任をとることができるのか、ということです。私は議会制であり地方自治の枠組みであって、だから投票によって意思決定がされるという手段が一番大きいなものであって、声が大きくて盛り上がるから金がとれて、サラリーマンで東京で働いているから金が落ちないというのはおかしいと思うんですよ。そういう形の市民参加ではあってはならない。だから私は、“議会ガバナンスの範囲の中で”というのはそういう意味でいいました。だからあまりにオンブズマンなり市民参加にウエイトを置きすぎるのも問題であると思います。だからこそ目的税は制度的に担保されているから私はあまり意識していなかったのですが、そうではなくて普通税を目的税の様に使うのであれば事実上であれ縛りをかけておけば説明責任を首長さんが旗揚げしやすいだろうし、議会もそれを理解しやすいだろうと考えていました。

座長 議論していることは正しいのですが何か地方自治論とか地方行政法の矛盾が一挙に噴き出している感じがします。そもそも横浜市の地方制度の話になってしまいますし。

委員 重視もしたいのだけれども、重視し過ぎてはいけない。というのもいわなくてははいけない。

座長 いろいろな仕事していると同じ問題に直面しますからね。

委員 まさに留意事項ですね。

座長 できるだけ頂いたお話を土台にしながら書いてみたいと思います。書いてしまうと税以外の話にもなってくるので難しい部分もあります。一度書いてみたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

委員 P11のまとめのどこなんですけど、特に新税を導入するにあたってなんですけど、執行コストというのはどうなのでしょう。税収は1000万しかないのに、コストは900万円かかるのでは意味がないということになりまして、そういうのは無意識に放り込まれているのかも

しれないのですがそういう点も入れる必要があるのかなと考えました。

座長 入れるとしたらどこでしょう。

税制課長 あえて言いますと、P10にその他の項目の箇所に徴税コストを挙げているところがあり、徴税コストについては行政側のコストだけではなく、義務者の事務負担のコスト、納税者側の負担を考慮する必要があります、と若干触れられていると思っています。この部分にもう少し書き加えるのも一つの手段だと思います。

座長 ご指摘いただいた部分については税制を構築する上では大事なポイントですよな。

税制課長 後段ですけれども、確実に課税・徴収が行うことは極めて重要である、との記載もあります。

座長 そういうことですね。税は徴税率を高くしなくてはいけないけれども、どのような徴収方法で可能か。徴収できないものを構想したときにどうするかというときに我々現実に直面することなので。

税制課長 この部分については、座長とご相談をしてもう少し丁寧な書き方をしていきたいと考えています。

座長 もう少し上の方に入れた方がいいかもしれないですね。ありがとうございます。ご趣旨がよくわかりました。重要な点として入れたいと思います。

委員 P8のエ“あらゆる活用方策の検討”についてですが、「課税自主権の検討にあたっては最初から特定の策（手法）に絞らずに、すべての手法を検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要」とありますが、何を検討するのでしょうか。策や手法とは、経済的手法で補助金ということなのか、税の減免ということなのか。税金以外のやり方もあるけれども、税金でやります、という話なのでしょう、それとも税金の中で超過課税にするということでしょうか、新しく一から全部仕組みをつくってしまうということでしょうか。どちらでしょうか。

税制課長 あくまで、課税自主権の活用方策、例えば財源確保に向けた新税とかインセンティブを活用した新税とか、これと同じことを個々の部分では言っていると理解しています。

委員 そうするとすべての税制上の手法を検討してということですかね。

税制課長 重複して載せています。

座長 二つ目の丸を取り除くことはどうですか。

委員 二つある丸を一つにして、二段落構成でいくということですね。一つ目の丸の二行だけを見るとよくわからないと思いました。

座長 それでは税制上のすべての手法と書くのか、二つある丸を取り除いて一つにまとめるかどちらかですね。

税制課長 補足しますと、前段でご議論があったのは、P4のア“施策の重要性”の一つ目の丸ですが、「税制を政策的に活用することが許される場合であっても、税ありきの議論が行われてはならない。政策の重要性や政策の目的・内容が明確でなければ、税の議論に入れない。」と二つ目の丸の「税は、政策目的実現のための手段の一つであるから、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要である。」という話と思います。

委員 前半部分の質問についてですね。

税制課長 はい。そのような話ですので、P8の話は税制の中の議論であるという位置づけであると理解しております。

委員 ご発意があったように二つある丸を一つにまとめて、二段落構成で整理をされたほうが良いと思います。

座長 いかがでしょうか。次の議事とも関連するところも多々あるのですけれども、現行制度の中でということであると、引用していただいたとはいえ、既に行った提案に即した内容なので、それ以外のケースに当てはまるのか、あるいは新しいケースの場合には足りない

部分が出てくるとは思うのですが、想定し辛いので、現状でまとめた部分についてはおおよそよろしいでしょうか。よろしければ最終の文案をまとめさせていただいて、先生方にまたご確認をしていただいてから次回に決めるという形で進めていきたいと思っております。おそらく、第2番目の項目を議論していくと第1番目の項目の議論をしたくなる場合もあると思っておりますので、その時はその都度議論していただければと思います。

第2番目の項目に移りたいと思っております。昨年の11月に“地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会”、報告書になります。これについて横浜市としてどのように対応するかということです。おかしい所があれば反対意見を言わなければいけない。あるいは、両面の意見が書いてある様な所は我々としてこちらの方がいいのでぜひ、こちらの方でやってほしいという意見を申し上げたいと思っております。たぶんこれは少し細かく論点ごとに一個一個いくのかなと思っておりますけれども、まずはご説明をいただきたいと思っております。

税制課長

はい。それでは、議題2の関係でございます。“住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について”という資料2をご覧ください。P3でございます。こちらにつきましては、一部は前回にご議論いただいたところでございますが、国でたちあげました、“地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会”が“自主的な判断”と“執行の責任”を拡大する方向で抜本的に改革する、とされました地方税制度改革に対して横浜市の考え方について検討するものになっております。しかしながら、国の研究会の報告書では、委員の様々な意見や多くの課題が並んでいるものとなっております。地方税制度改革の具体的な対応策が明確に示されたわけではございません。そこで、横浜市税制調査会としては、これまでも課税自主権を活用してきた又は今後も活用していく、そういった立場から、いくつかの項目について具体的な考え方を示すこととしてはどうか、ということでございます。一枚おめくりいただきまして、P4,5でございます。国の研究会の報告書の概要でございます。前回の税制調査会の開催当日に報告書が出されたわけですが、その内容については、大きな方向の転換はないように見受けられます。一枚おめくりいただきまして、P7をお開きください。このテーマにおける論点整理メモでございます。前回の調査会でお出しした論点整理がベースとなっておりますが、大きく分けて3点でございます。(1)の法定外税については、前回の調査会でご議論を頂いたところでございます。本日は、残りの(2)の税率についての課税自主権の拡大、また(3)の地方消費税の賦課徴収に係る地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大、について、ご議論をいただきたいと考えております。また、(2)のイの関係でございます。税率についての課税自主権についてご議論頂く際に、アの本市課税税目以外にも、もう少し大局的な観点から論点があるだろうということで、追加させていただいております。次ページ以降でございますが、前回の資料に何点かの資料を加えておりますので、ひと通りご覧いただきたいと考えております。P9につきましては、“横浜市における税率等”でございます。おめくりいただきましてP10,11につきましては、総務省の作成したものでございます。法定外税の状況(その1)(その2)になっております。P12でございます、税率の種類、P13につきましては、各税率の種類における規定例でございます。また、P14,15、道府県税の税率一覧又は市町村税の税率一覧でございます。さらに、P16,17につきましては、超過課税の現状についてまた標準税率未滿での課税の状況についてでございます。P18につきましては、“標準税率未滿で課税を行った場合の財政上の措置について”、さらにP19につきましては、“制限税率について”また、P20につきましては、“地方交付税制度の概要”の資料でございます。また、P21の関係でございます。“国に頼らず地方が独自の財源確保に努めることについて”の関係資料でございます。首長の会議におきまして、地方分権や税源移譲についての話題の中で、“国に頼らず地方が独自の財源確保に努める”べきではないかというような発言もみられることについて、その議事録を抜粋したものでございます。アンダーラインについて“法律上定められている税金について、もう少し自主的に財源確保のた

めにできるように、例えば地方消費税分について自治体ごとに上乗せできるようにするか、そういうような形で、地方自治体が努力することによって、新たな税源を確保していくような、法定外目的ではなく、普通の税金について、それができるような仕組み”を要求していくべきではないか、というような発言が見られたところです。さらにおめくりいただきまして、P22でございます。先の衆議院選挙の際に、日本維新の会が主張した、地方共有税構想についてまとめたものでございます。囲みの中は、維新の会の政権公約に掲げられていた部分となります。“地域偏在の少ない安定財源としての消費税の地方税化”を行うとされております。国に頼らず地方が独自に、ということで両極端の例となっておりますが、資料をお付けしております。さらにP23でございます。“消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大”について、具体的に何を拡大していくかについて、社会保障・税一体改革法の中で明記されておりますので、その部分を抜粋させていただいております。アンダーラインの2行目になります。“当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進め”、少し飛ばしまして、“消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について”検討する、こととされています。最後に、P24又はP25でございますけれども、地方消費税の概要と現状の関係の資料でございます。以上についておおざっぱですが説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

座長

ありがとうございます。資料につきましては報告書と離れた部分も入っていますが、ご参考にしてください。まずはP7をご覧ください。論点整理メモとなっております、本日我々が今から行う所ですが、まず初めに事務局にお伺いしたいのですが、まとめ方として、“これが良い、こうすべきだ”という所まで出すのであれば、前回の部分が“検討済み”になっていますが、前回はそこまで議論していないと思います。自主課税権の問題について言いますと、法定外税については大きいですので、もう一回次回にでも議論したいと思います。方向とすれば“同意を要しない協議制で行う”というのが横浜市の立場になると思います。諸々報告書には書き込まれていますので、一つずつ“賛成・反対”とやらなくてはならないと思います。前回の横浜市税制調査会が閉会する直前に報告書が提出されたので、きちんと協議が出来ていなかったと思いますので法定外税につきましては、次回に協議をお願いいたします。

本日は報告書の後半部分の税率についてです。“地域自主性・自立性を高める地方税制度研究会”の報告書ですが、詳しく書かれておりますので、それを見ながらご審議をいただきたいと思っております。税率の部分は、P22～P27の5頁部分です。簡単に申し上げますと、地方税の標準税率につきましては、先ほど我々が苦しみながら審議したのと絡みまますので、この委員会自体もほとんど意見は言っていないです。意味だけ記載してあって、どうすべきか、ということは記載していないということになります。制限税率・一定税率についてがメインになっていきます。制限税率についてはできるだけ撤廃したほうが良いという意見、自治体間の税負担の格差又は法人への課税への偏りを防止するために維持すべきという両極端の意見があります。一定税率についてもおよそ同じで自主権を狭めるといふ意見と一定にしないと流通が乱される等々、報告書に記載されている問題がでてきています。これはのちの、消費税の議題と絡んできます。報告書のP26に記載がありますが、カナダのGST、HSTの例が出てきています。最後に標準税率についてというところで定義の話をしています。標準税率については、我々の合意からしますと、これを変更するのは難しいと思います。しかし、問題は、課税標準未満の時にどうすべきなのか。特に地方債の起債の問題、税の問題ですね、昔は議題にもならなかったですが、課税標準未満で課税している市町村が多々あると、こういう問題がでてきます。我々の論点メモの方を見たいと思いますが、事務局に質問です。(2)アについては、横浜の事例ですけども。

- 税制課長 論点の整理メモとしてお出ししたものは、横浜の事例がありまますのでご議論しやすいと思ひまして提案しました。これらの税目に限らずに、ご議論いただいたくのがよろしければそちらの方がよろしいと思ひます。
- 座長 税制調査会ということなので、自由にご議論いただきたいと思ひます。まずは、標準税率について私が申し上げたことを否定していただいても繰り返していただいても構いませんし、特に論点としてでている標準税率未満の場合はどう考えるのかご意見いただければと思ひます。
- 委員 標準税率の場合は、交付税制度とかかわってくる問題だと思ひますので、標準税率をいじると交付税が違ったものになってしまうし、財政制度との関係でいじれないと言ひますか、標準税率というものは保っていかざるを得ないものだと考へております。
- 座長 ほかの方はいかがでしょうか。
- 委員 P17に標準税率未満のリストがあげられているのですが、名古屋市をはじめとして標準税率未満の課税を行っているのですが、均等割について半田市は3,000円が100円ですよね。それはとても税額として大きいな減税と感ひます。これを行うことによって具体的な影響は出ているのでしょうか。
- 座長 地方交付税を交付されているところが標準税率未満の課税を行ってしまうとさすがに不公平だと誰が考へてもわかると思ひます。標準税率で計算して財源が不足するので、その分を共通の財源からもらって、最低限・標準的な行政を行っている。交付税を交付されているにも関わらず、住民からは標準税率未満の課税をしているのはおかしいということで、半田市は標準税率未満の課税は実施していません。交付税を交付されながらも、標準税率未満の課税をしているのは問題といえば問題だと思ひます。
- 委員 税率を下げることで議会が通れば、何も総務省の同意はいらない。結構増えてきたなという印象です。
- 税制課長 例えば、先程の標準的なサービスとの関係ですが、私どもの市町村は標準未満のサービスで良い、だから税を軽減。まったく逆の議論ではありますが、標準を超えるサービスは超過課税、標準未満のサービスは減税というのはどう考へたらよろしいでしょう。あたかもみどり税の正反対の議論だと思ひのですが。
- 座長 専ら財政調整問題である。課税自主権あるいは自治論から言ったらありですけど、日本の財政調整を前提とすると、違うでしょうという話になる。税から考へれば問題ない。財政調整論からどうでしょうか。
- 委員 標準的な行政サービスを保障するのは責務だということになるのでは。
- 委員 これは個人的な意見になるのだが、交付団体として地方交付税の枠内で行政を行うという目的があつて、地方税制度があるわけですから、それを行うということを担保してから標準税率で賦課徴収しなさいという議論になっているはずですよ。先ほど言つたように、うちは標準より低いサービスでいいと税金は軽減して徴収しないということに、地方公共団体にそこまでの意思決定はないではないか。現状で、交付税制度、地方税の制度の議論では許されるが、行政の議論としては許されるのかという疑問はある。
- 座長 法の下での平等を考へると、法の下での平等と自治権とどちらが優先するのかと言われると、やはり法の下での平等が優先される。法の下での平等に反するような、道路も水道もいらないから、勝手にさせると税金を払いたくないという人達が集まって住んだところは、やはり法の下での平等に反しているだろう。もう一つ、交付税制度からいうと、そこを一つの自治体が言い出すと全国制度が壊れるので、その場合は交付金を返納するか、もしくは壊したとしてみんなから批判されるか、どちらかが道義的な責任をとる。
- 主税部長 名古屋市が平成22年度に市民税を10%下げました。それでも、交付税を交付されている。職員の給料下げているとか改革努力をしているということで交付税をもらっている。それで、国では頭を悩ましていて、規制をするような規定はどうかということで、議論された

と聞いている。本来、名古屋市のように減税したら交付税は交付しないと思うのだが、名古屋市には交付税が支給された。本当におかしいという気がしました。

座長 税制中の問題というよりも財政調整の方の問題なのですが、我々としても言うておかないわけにいかないのかなど。

委員 法律的な仕組みではあると思うのですが、ただ故意に抜け駆けしたと。

委員 制度通り動かしていれば、なんとも言えない。だから名古屋は交付されているわけで、止められないわけです。

主税部長 逆に上げる、法定外税の創設の場合は三要件等と言って、横浜市の勝ち馬投票券発売税の様に制約される。一方で、下げる、減税時に何にも処置を講じていなかったことは、総務省の課題であったようです。

税制課長 例えば、固定資産税は超過課税して市民税は軽減する。例えば横浜市は資産課税を強化するといった選択はありうるのでしょうか。標準税率というような概念はなくしてしまって、資産課税的なものを強化、その分、所得課税は軽減するようなことが考えられるのでしょうか。

座長 もちろん。当然それによって納税者の負担は変わりますから。

委員 高税率の地方公共団体で高品質の行政サービスを受けている人と、低負担の地方公共団体で水準の低い行政サービスしか受けていない人の間で、どういう風に議論できるかということだと思う。おそらく、法の下での平等で考えるとそれは等価だと考えられるのではないか。低負担の人が高サービスを受けていて、高負担の人と同じ水準のサービスであれば、それは問題だといえるかもしれない。それ以上には踏み込めないのではないかと。

座長 税負担だけ考えると、その通りになる。ところが、間に財政調整が入りますから、高負担のところは出しておく、低負担のところはお金がもともと足りない、貰っているのに、なんで下げているんですかとすると平等に反するのではないかと。

委員 財政調整で下駄を履かしているという部分は、それだけ行政サービスの水準が上がっていると考えるわけです。それだったらずれていると言える。

座長 それが無くなれば、今のように何でも有りです。上に行こうが下に行こうが住んでいる人が決めればよいというヨーロッパ的な発想になるが、日本のように交付税でここの線まで切りましょうということをやっていることを前提にすると、平等に反するだろうと。

委員 実際にリーガルな話をすると、裁判所はそこには立ち入れない。それは、統治行為だとか高度に政治的な判断だということで、判断は避けるのではないのでしょうか。裁判官は政治的な責任を負えないわけだから。

座長 憲法裁判所でもあればいいのだが。政治家がやるような憲法裁判所。

委員 職業裁判官では無理でしょう。それは民意が議会における間接代表のメカニズムを通じて反映されるもので作られた仕組みだから、裁判官はそれ以上は難しいと言うのではないかと。

座長 固定資産税と住民税にしても、例えば土地持ちの人を優遇した方が首長として選挙が楽だとなれば、固定資産税下げて住民税を上げるということもありうる。

委員 都道府県とか地方公共団体全般で経済構造が全然違う。それをバッサリ切っているというのが問題と言えれば問題だが、経済構造に合わせて財政需要の8割は地方税で賄い、あとは交付税で調整しますという感じで、地ならしするって話ですよ。広く言えば、私はありだと思う。ないものに課税しようとしても課税できないわけだから資金ショートを起こすのは目に見えている。だから、取れるところからしか取れないので、という発想ですよ。

主税部長 それともう一つ、課税客体面では、土地は持っておけますよね。住民は市外に転出してしまふ可能性がある。そうすると住民にかけるのは少し安く、反対に固定資産税を高くしようというのは一つの発想としてはあるのかなど。

委員 地方レベルではなくて国同士の間ではとくにそういう話になっていて、キャピタルフライトが起きるのではないかと、企業は逃げ出すのではないかと、最近では金持ちが移住している、フランスで有名な人がロシアに国籍を変えるという話になっています。それと同じことが地方公共団体間でも起こる。それで一つの国なのかという気がします。あまりにもドライというか。

逆に今の標準税率なり個々の地方税法で縛っている税率の決め方というのはそんなタガが外れないように、やっているというメリットはあるかもしれない。本当に自由にしていかというと、増えないところはどうしたらいいか。消滅していいのか、アメリカと違って地方公共団体は破産できないわけだから、それはタガなしというのは少し怖い。そのタガの効き方が問題じゃないですか。あるかないかではなくて。

委員 これは可能なわけですか。不交付団体が標準税率未満で税をかけている、これは財政上の理論にも触れないし。法律上の理論にも触れない。

座長 触れない。あえて言えば、地方債だけです。

委員 一方で超過課税や税目があって他方で軽減する、シーソーを傾けてしまうということ。その代わり大きなハンディは地方債が借りられない。地方債の役割って借りられないからいいですって不交付団体で言えないですよ。だから、そこで釘を刺しているんですよ。だから、そこが一番効いているってことですね。普通の地方公共団体なんかそうでしょう。極端に横浜が多いわけではないと思うのだが、割合的には。

主税部長 法人市民税の法人税割について横浜市は超過課税を行っています。14.7%と制限税率いっぱいまでかけています。他都市では5年、10年で議会での議決を経ているのですが、うちは昭和49年の制度導入時に恒久税制としました。その後使途は見直しておりその際、議会にご説明し、都市基盤施設の整備とか地震防災対策としております。一方、みどり税は目的税的に超過課税ですからはっきりしているのですが、固定資産税なんかは、仮に当分の間0.05%上げて1.45%とすると、1.45%が根付いてしまう、なじんでしまうというところがあるので、議論の中ではなかなか難しい。

座長 制限税率については、超過課税のことを考えても標準税率未満のことを考えてもモノが言いにくいなということが改めて確認できた。

それと同時に法律的にも課税論から言っても未満課税に対して問題があると言えるものではなくて、あえて言えるとなると財政調整のところまで問題が起きる。財政調整制度というのは全国制度で成り立っているもので、一つではみ出ることがあると壊れますよというような警告を鳴らすことぐらいしかできない。

横浜の論点としていただいているのはそれで良かったでしょうか。7ページです。

市民税、固定資産税、これが今例で出していただいていたやつですよ。これもいいとも悪いともなんとも言えないですかね。

もうちょっと交付税の名前を出していても良いと思いますけど。財政調整制度、地方交付税制度。

座長 では、より重要な制限税率ですけど、自治体間の格差は法人への偏り防止というところが強いのかなと思うのですが、まずは先生方のご認識から含めてなんなりと自由に議論してください。論点とすれば制限税率、横浜市からすると取り払いたい。

税制課長 法人市民税の話はもちろん、それは先生方にご議論いただきたいのですが、横浜市の場合、法人市民税以外で制限税率いっぱい都市計画税となっております。都市計画税は都市施設区画整理事業に使途が限定されていますが、横浜の場合市域が広いなどということもありまして、区画整理事業等の費用が税収等では賄われておりません。

委員 それは、税目というよりは目的税か普通税かという話ではないのか。

座長 特定施策について目的税で財源に足りないの、上乗せしたいけど天井があって越えられない。そういうことですよ。

税制課長 はい、その通りです。

座長 その場合に一つ分かれ目になるのは、無くなった方がよいのか、幅が狭いからそれを広げろというのか、それとも地方自治だから取り払うのか、大きく分けるどちらかなんです。

委員 いや、目的以上に課税してはダメだと思うんですよ。

座長 目的税である以上、目的以上の税収を確保する必要はない。

委員 いや、いるってことですよ。目的達成の範囲でとれるだけにすればいい。だから、制限の意味が違うとは思う。

座長 目的の性質額。

委員 一律で上乘せは何%以内というのは書けなくて、都市計画でも地方公共団体によって具体的な需要は違うわけだから、それに応じた予算書の範囲内で均衡する上限が質的にあるのではないか。

座長 事業額が上限になるので、制限税率になる。

委員 どうしようもない税率になりそうですね。

委員 そこから逆算した制限以上の税率で課税するのであれば、それは他事考慮だといいたくなるってことですよ。そこまでは取らなきゃならない。一般財源から充てなければならぬものを強制されたくはないってことを、それは分かりますよね。

委員 その場合、一律の税率はないってことですね。

委員 それは地方公共団体によっても都市計画によっても具体的に内容が違うからですよ。おそらくそんなこと見てられないので、バッサリ切って平均値か平均プラスアルファで、この辺だったらやっつけていけるはずと線引きしたのではないか。

座長 ただ、横浜の場合は平均を超えてしまっているんで、被害をこうむっているというのが実態ではないですか。

座長 確かに先生がおっしゃるのが、一番地方自治的ではありますよね。事業総額については議会できちんと精査すべきと。

委員 事業計画でメリットを得ているのは住民ですから。都市計画を理由に税をとっているのに都市計画によるサービスを提供していないというのが問題だし、都市計画税を課すことで都市計画のサービスをしているのに、一般財源から都市計画に対し財源を充て、一般財源でやるべきことができているというのも問題だと。しかも都市計画をやるのもやらないのもその自治体で自由ですというのを、都市計画法自体で言ってくれているのならいいですよ。でも、そうじゃないわけですから。そこではやれと言っておいて、やる事業はうちのこんなに山坂の多い標高差の多い自治体だったらこれぐらいややこしくて、フラットな土地のところだったらこれ位でできるのに、当然技術的にもコスト的にも違いますよね。

主税部長 今は全国の各市町村が都市計画税を新たに導入しているところが多くあります。それは都市計画事業等を行うとしているんですけども、一方で、税収が少ないことを念頭にしている都市がかなり小さな都市でもある。今の論点とずれるかもしれないけども、むしろ目的税ではなく一般財源、普通税がよいと。

委員 それは左のポケットのお金が足りないから、右から移せば、右のポケットが空になりますよね。

主税部長 そういう都市が見受けられる。

委員 よくわかります。

委員 都市計画税は固定資産税に対する超過課税的な性質がありますよね。筋としては、固定資産税を一律数%上げる、それはなかなか勇気がいることで各自治体が標準税率でやっているわけです。だから、そういう意味で都市計画税を上げているということなんでしょうけど、浦安市が都市計画税をかけていないのですよね。やはり、制限税率がよろしくないのか、今の制限税率0.3%が低すぎるのが問題なのか、こここのところは整理した方がいいか

などと思います。

主税部長 区画整理事業の予算規模がどれくらいあって、それで割りかえしてみると0.3%があたるのかあたらぬのかでてくるかなと。

座長 都市計画税については一番自主性をいかせる。事業総額でやる。制限税率という税率、数字での制限はとる、ただし事業費が上限になります。その事業費については、住民合意と市議会の審議で決まります。各地で上限を決めなさい。その分目的税としての歳出をはっきりさせる。

委員 そこだけ特殊なサービスではないですか。

税制課長 地方税制度研究会報告書のP24に都市計画税の報告が出ているのですが、②、「都市計画税については、受益と負担を住民が決めるという観点から、制限税率を撤廃することも視野に入れてよいのではないか」という意見と一方では「都市計画税については、標準税率が定められていない中で地方団体が制限税率までは課税できるという受け取り方をしている場合、これを撤廃すれば、目安がなくなり、課税に対して萎縮するのではないか」。

座長 萎縮なんかしませんよね。

税制課長 目的、使途をしっかりと説明できれば、必ずしもこういったことではないと思います。

委員 自分の家の前の道路がきれいになるのはお金を払いたいけど、あっちの遠い道路は別に関係ないよということですので、それは余計に紛糾するような気もしますが。

委員 もし国の関与が必要であれば、事業費と事業内容が均衡しているかはチェックしろと言ってもいいかもしれない。今まで税率の上限で関与していたわけだから、いきなり手は離せませんということであれば、内容と負担のバランスの問題として関与したらどうですかと、というのはあるかもしれない。あるいは、高めに制限した税率でもいい。その下で内容とコストがバランスしているかどうかであれば、高めに近づいていってもいい。今はその天井が低いからいきなり天井いっぱいまで使ってしまうわけですよ。そこを上げてあげれば、事業費がいらぬところはそんなにとっちゃダメですと逆に言えるようになるし、いるところはギリギリまで上がってしまっても仕方ない。地方公共団体の都市基盤整備の進捗によって違うわけで、その程度の関与はあってもいいですよ。

座長 今、色々実際に向けてのお話をいただいたのですが、ここでの意見の言い方とすれば、一番最初に委員がおっしゃっていただいた話が一番わかりやすいので、それと同時に国の前者の意が正しくて、後ろの方が間違いだということを指摘すればよい。

委員 後者の方も抽象的に書きすぎだから、何をいっているのかよくわからない。ここまでタガを緩めてしまうと何でもありだという感じですよ。かえって、怖いですよ。

座長 だから、そこは書き込めるかなと。他はいかがでしょう。自動車税、軽自動車税。

委員 これは残るんですか。

主税部長 軽自動車については、今回、触れられていません。

座長 無くしたら市町村税は大変なことになりませんか。

主税部長 県税である自動車税を自動車取得税を廃止した時に充実させるということがあります。そうしますと、理論では取得段階、保有段階、走行段階などがあり、保有の段階では自動車税と軽自動車税と自動車重量税がかかっている訳です。

自動車税だけは上げるといって、県税交付金の対象でありませぬので、現行のままですと、道府県ばかりが税収増、市町村は税収が減ってしまうということになります。

座長 審議に戻すと、制限税率があった方が良くない方がという議論ですので。無くした場合、何か影響が出るのですか。

軽自動車なので、上げる自治体があるとも思えないのですが。いわゆるエコカーを下げた普通の車を上げるというのであればまだわかりますが。

軽自動車に重課をする根拠がないし、しかもあまり他の自治体より高くすると出ていってしまいますよね。

委員 そうですよね。よそで買うということになりますよね。

税制課長 もちろん、軽自動車もそうですが法人市民税もいわゆる普通税の一種な訳で、都市計画税の議論とは少し違いだと思います。

座長 普通税の制限税率はどのように考えるのかだと思います。

座長 今のお話で、制限税率がある理由がつきそうなのが法人市民税なんです。

委員 議論として必ず出てくるのは法人課税の制限税率を無くせば絶対ここに偏るでしょうということですよ。皆さんお話いただいているように、おそらく政令指令都市で標準税率を採用しているのは静岡市くらいかなと思います。他の都市は制限税率まで超過課税していると思いますよ。

委員 固定資産税の制限税率が数年前に撤廃されましたが、あの時はどのような議論でしたでしょうか。2.1%の制限税率が撤廃されましたが、その割にはどの自治体も税率は上げないというか、同じような動きをしています。

税制課長 制限税率はいくつか撤廃されておりまして、そちらについては、19ページに資料がございます。

委員 分権一括でやったのですよね。だから土着性の強いものだけ制限税率を撤廃している訳ですよ。

委員 なるほど。

税制課長 たとえば軽自動車の制限税率を撤廃して、軽自動車は徴税コストが高いのでたとえば100倍にしてしまっ、実質的に税をかけるのをやめようと。追い出し税的な発想、横浜市は車はいらないというような発想をした時に、結果として軽自動車が横浜から排除されていくというようなことになっていくと思うのですが。

委員 私は逆だと思いますけれども。むしろ普通車の方がいない。こんな狭い国土で。

税制課長 普通乗用車もそうですよね。ある県が税金を得るよりは車があることによる財政需要の方が大きくて、「うちの県はもう車はいらないから」という発想で追い出し税を作った場合に、制限税率を仮に撤廃すれば、そういったこともできるようになると思うんです。

川端委員 それはそうですよね。

税制課長 要するに選択の余地と言いますか。もちろん法人もそうです。たとえばあまりに高率の法人市民税を課税するようであれば、そこの市町村には来ませんよという選択をするでしょうし、車であれば、そこの市町村で所有するのをやめようという話になるのではないのでしょうか。

座長 住民が良いと言えはいいのではないですか。何か問題があるとも思えません。

税制課長 ということなのでしょう。

主税部長 保管場所をきちんと正しく認識しているかという問題もあります。横浜市以外の税金の安い所で購入して、横浜市に引っ越してきて保管していると。その場合、しっかり保管場所を管理しているところから、横浜市に移動したという情報をもって、横浜で課税をしなければいけないと思うのですが。

委員 今、軽自動車協会という登録情報を管理しているところがあるんですが、そこからの情報がなかなか伝わらない。我々の補足の問題で、震災の時にも被災した車の減免の問題で、横浜の車が被災地に行っていたということがあって、旅行ではなく引っ越していたんだけど、登録はそのままになっていて、軽自動車税は横浜に払っていたということもありました。

委員 意図的ではなくて、転勤などではありそうですよね。

主税部長 ですから、そういったこともあるので税率だけではなく補足の問題も少々あります。

座長 その問題は自動車税も同じなので、ですから自動車税をやめて重量税にしたいとずっと前から言っているんですけども、ただ、その問題と今問題は区別して考えなければいけないので。あくまで制限税率を取り払った時に、何か問題があるのかという事です。

基本的には地方自治体は制限はかけられたくない。縛られたいという自治体は無いわけですから制限税率は無くして欲しいと考えていると思います。その上で何か問題があるのであればそれは考慮しなければならないわけですが、少なくとも軽自動車税については何か問題があるでしょうか。

委員 先ほどの他都市で買って、横浜で乗用するというような問題は出てくるのではないのでしょうか。

座長 それは上げた場合ですよね。それであれば100倍にして、取れば税収が上がる訳ですから、そのお金を使って査察すれば良いのではないのでしょうか。

委員 それは、納税者にとっては見つかる確率で経済的なコストが決まるということになりますよね。

税制課長 制限税率は確かにいらないのかもしれませんが、自動車税の場合、税率に差を設けるとするのは制度として仕組むのは難しいのかもしれませんが。

委員 だから、むしろ一定税率で仕組めば良いのでは。要するに日本中を動き回る資産に課税するときは、どこで課税されても、使っても同じような税負担にしてくれというべきですよ。

委員 そうなってしまうのではないのでしょうか。

だから今はあまり変わらない訳でしょう。

税制課長 今、超過課税しているところがいくつかあります。

座長 軽自動車はどうしてもエコロジーというイメージがあるのであまり重課できないですよ。

税制課長 資料の16ページに軽自動車の超過課税についての資料があります。函館市などがやっています。比較的地方が多いです。

委員 なるほど。軽自動車が主な手段であって、普通乗用車が贅沢品だという。

逆に車がないと生活ができないので、最低限の手段として2台目を手に入れるのであれば軽自動車という選択をするという事ですよ。だから都市部ではないですよ。だからそこは逃げにくいから抑えられると思っています。課税をしても、では軽自動車を手放して1時間に1本のバスにしますかというのを待ってられない。だから仕方ない。横浜だったら、むしろ「下げても文句言わないで」と言った方が良いのではないですか。要するに大都市で車を持つのがそもそも迷惑な話なのだから持つならせめて小さいものという誘導策として使えるのではないのでしょうか。そのために、下限については文句を言わないでと。おそらくNOXや二酸化炭素だって排気量の大きな車に比べたら少ないでしょうから。

座長 本当にそう思います。やるのであれば、政策税制的に使えますよね。

委員 環境税的に使えるというのもあるかも知れないので、下げる方については文句を言わないでというのもありだと思いますよ。

税制課長 それは、標準税率ではなくしてくれということでしょうか。

委員 そういうことですね。

座長 我々としては標準税率も制限税率も無くてもよいのではないかと。各地で決めれば良いのではないかと。おそらく今リストアップされているところは、財源でいうと乏しい部分なので、他に税源が無いので市民の方、追加で固定資産税だけは変えられないので、少し余計にくださいということだろうとは思いますが、そうであれば余計に金額的にもそんなに大きくなるはずはないので、地方の自主権を拡充する観点から標準税率も制限税率もなくても特段問題は生じないと。環境政策を重視するのであれば特に大都市部は標準税率を撤廃して低税率で、普通車から軽自動車へ誘導することがあっても良いと書いてもいいと思います。

座長 少し時間も経ってしまいましたので、もう一つやらなければいけないのにもしかすると

少し会議が伸びてしまうかも知れませんが、ひとつだけやっておきたいのは、法人市民税について制限税率を無くすと問題がありますでしょうか。「投票権がないただしロビイング活動は法人の方が多い」など報告書に書いてあるとおりでありますが、難しい問題ですので次回議論をさせていただくようにした方がよろしいですかね。

委員
座長

本来的には制限税率は取り払ってしまっていないのではないのでしょうか。

そうすると、経済団体側からは法人ばかりが超過課税されると言われるのではないか。地方の自主権からすると取り払いたいのだが、ここを言われたときにどのように防御するかですよね。

委員
座長
委員
委員
座長

要するに税の競争理論を考えると。

逃げていくだけだと。

そういう事ですよ。

そういうことになるだけなんです。

不思議なのは法人市民税を下げ個人市民税を上げるという選択肢をるところがあってもおかしくないと思うのですが。やはりいろいろありますので、次回もう一度議論しても良いのでしょうか。制限税率については都市計画税と軽自動車税については明確になりましたが法人課税については次回冒頭でやらせていただければと思います。次回までに少し意見をまとめて来ていただければと思います。それでは最後の議題になりますが、横浜みどり税の欠損法人の扱いについて昨年度末に欠損法人の課税免除について1年延長をされたということで、まずはご説明をいただいた上で、先生方のご意見をいただければと思います。

税制課長

それでは、報告の内容でございますが、資料3をご覧ください。

これにつきましては昨年12月の横浜市会におきまして横浜みどり税条例の一部改正を行いました。

一枚おめくりください。改正した内容につきましては中段にございますが、第3条第2項の平成25年3月31日を平成26年3月31日に改めるとしたものでございます。

提案理由でございますが、下段にございます「法人の市民税の法人税割を課されない者に対して法人の市民税の均等割の税率の特例を適用しない期間を延長するため、横浜みどり税の一部を改正したいので提案する。」としたものです。

さらに1枚おめくりいただきまして、市会の常任委員会の説明資料です。横浜市第99号議案 横浜みどり税条例の一部改正で、改正理由が1番にございます。「経済状況が依然として低迷していることを考慮し、法人税割が課されない法人、いわゆる欠損法人に対して、横浜みどり税を課税免除する特例措置を1年延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。」となっています。

一枚おめくりください。参考として、現在の経済状況の動向としまして（1）株価、為替のレートを載せております。昨年1年延長した際と同水準となっております。

2の今後の経済見通しとなっておりますが、たとえば（1）の月例経済報告、イの景気動向指数、ウの地域経済動向、さらに（2）では日銀発表の景気見通し等について載せております。

最後の資料ですが、「横浜みどり税における欠損法人課税免除措置の経過等について」というものでございます。

一番上の段には、平成20年8月に横浜市税制研究会からいただいた最終報告書の内容でございます。

「緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。」というところから始まりまして、下線部分でございますが、「市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしい。」といった内容です。

しかしながら、2段目でございますがいわゆるリーマン・ショックが発生しまして、20年の12月に横浜みどり税の条例提案をした際の説明でございますが、「個人の均等割では低所得者に対する非課税制度が設けられているのに対し、法人は収益の有無に関わらず、原則として、全ての法人に均等割がかかる。このような点を踏まえ、現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の2か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととする。」

当時市会でも附帯意見が付きまして、いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除については、免除措置経過後も経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討することという意見が付されました。その後平成22年12月に今後の経済状況の見通しが不透明であること等を考慮し、特例措置を1年延長、さらに23年度、24年度と特例措置を1年延長したものでございます。

昨年の12月市会の質疑の要約ではございますが、議員からみどり税には反対だがという前提がついておりますが、景気動向に関係なく欠損法人はでる、欠損法人を課税していかないというのは間違いではないかといったご意見もございました。

以上ご報告でございます。

座長

ありがとうございます。おそらくイメージを持っていただくには3ページ目の市会に出された説明資料をご覧くださいのが一番良いと思います。欠損法人免除といっても規模がどれくらいなのか分からないと、判断ができかねますので、そこを見ていただくと合計の減収額が5億6千万円。同時に、資本金でいうと50億円超という大企業が537件あると。いかがでしょうか、先生方何なりとご意見を言っていただければ今年の報告書に盛り込んで来年度以降の参考にしていただくということになります。

委員

私は、これはとても承服しかねます。欠損法人といっても、ある意味では目的税的に使っていて、みどりの施策の便宜を受けている訳ですから、これは景気動向を判断する目的の税ではないので、この質疑についてもその通りかと思えます。それが私の意見です。

座長

他の委員の方々どうですか。

委員

私は逆でもう少し減税してあげてもいいのではないかと思います。300万円なんて結構大きな金額ですね。大きな企業ですと。

座長

ここで問題になるのが、本当の欠損なのかどうかです。

委員

税務上の欠損なのかというのはありますよね

座長

あとは、体力のある企業までやって良いのかという問題もあります。

委員

一方で、みどりアップ計画のところでは政策減税としていくつかの政策をやっていますので、それも逆に言うと全体のバランスを考えて当時提起しているわけですので。たとえば工場で緑の面を作ると、それに対して、面積に応じて固定資産税が軽減されるということをやっているの、本来の税の趣旨に照らすとこれはやはりやらない方がいいというのが私の意見です。

座長

どうですか。

委員

資本金で見るのがいいかどうか、私は少し疑問がありますが、この間の日銀の四半期見通しでは弱い動きとなっているという内閣府の11月16日の月例経済報告を使っておられるが、何か月がぶりに「底は打った」、「景気は悪くはなくなってきているのではないか」という表現も出てきましたよね。国の政策が上手くいけばという話だが、経済状況は依然として低迷しているということは、言えなくなるかもしれない。そうなるといつまでも欠損法人を一律に課税免除するというのは説明がつかなくなるかも知れない。それから、資本と従業員と負債なり資産価格なり、いくつかの測定基準はあると思うが、小さな法人というのは実際は法人成りをしているが個人商店と一緒に、個人市民税で課税されているので、法人の方は全部無しにしてゼロから課税というのも少しかわいそうな気がする。

けれど、およそ50億円超や10億円超の法人成りというのは普通は考えられないので、そ

の辺りはそろそろあきらめてもらってもという気もします。前の経過措置の延長の時くらいの景気の悪さだと仕方ないという気もしますが、そろそろ大きな企業についてはそれなりに負担してもらうのは良いのではないかと。

座長 他にいかがでしょうか。

委員 これは経済状況の判断が難しいなと思います。

主税部長 今回の条例改正で、平成26年3月31日まで延長されましたので、現行の横浜みどり税は全ての年度で欠損法人への課税免除を行ったという事になります。それから、平成23年度の税制改正で法人税の実効税率が30%から25.5%に引き下げられましたし、同時に課税ベースを拡大ということで、大企業については繰越欠損についても制度が変わりました。法人課税の変更があったことを念頭に今後検討が必要かと思います。

座長 ありがとうございます。ところで、減税というお話もありましたが。

委員 そうですね。300万円という、それだけ恩恵を受けているのは一体法人と言って誰かと。

座長 そもそも法人が誰かと。

委員 まあ従業員ということになれば、横浜市に住んでいれば個人住民税で既に払っている訳ですという気もするんです。

座長 この議論をやってしまうと、そもそも法人に税金を払わせる理由はどこにあるのかという話になってしまうので。

税制課長 次回ご議論いただく予定の制限税率についても、市民税の均等割は制限税率があつて、県民税は無いというような問題もございますので、均等割のご議論についてはその際にもお願いしたいと思っております。

座長 ただ、この点について言うと、やはり原則課税というのは強調しておきたい。現状、昨年末に欠損法人に対し課税免除が継続されたということに対し、税制調査会としてまずは確認しておきたいのは、課税が原則ですよということ。その上で、企業減税なのかあるいは欠損、弱者の救済について、最後は政治判断になるのですが、この時にやはり我々として2点ほど気になることがあります。一つは景気状況で、例えば何パーセントで経済成長なのか、景気動向は政治判断をする上で注意が必要ではないか。もう1点は、資本金か売上高か、その他か、資本金が昔ほどではないにしても多少は課税の基準となっているわけで、その資本金で見たときにあまりに大きなものまで同時に課税免除とするのはいかがなものかというのが3点目です。1点目は、原則課税、2点目は、政治配慮にしても景気動向を判断、さらに全ての欠損を同一に扱うのではなく体力のあるところは、別に考えた方が良いのではないかと、というのを現時点の意見としたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 私は資本金はあまり信用してなくて、むしろ「緑」というのであれば例えば保有している土地の面積の合計はどうか。

座長 外形的な方が良いと。

委員 と言いますか、「緑」に関わるもので足切りをする。

座長 それも一つの基準としてはありますね。把握が容易ですしね。

委員 横浜市内に本店のある銀行と、横浜市内に本店がある工場や企業とどちらが問題かということ。「緑」を増やすチャンスが多いのは工場で、保有面積が大きいのにチャンスを逃している。本当はその後ろに緑を増やせば減免できるという制度があれば一番良いのですが。けれど、そこは作れないので難しいなとは思いますが。

座長 ではこうしましょう。あくまで意見なので、今の3点目については、緑に関連の深い土地に応じて、広大なところに対してはきちんと負担をしていただきましょうとすると、理論整合性がとれると思います。

議題2は少し中途半端な形になりましたけれども、それだけ時間のかかることですし、我々の仕事の核心部分でもありますので、じっくりと今年は「自主性」、「制度改革」の話に取り組んでみたいと思います。次回までに本日の法人税率の話なども考えてきていただ

けると効率的かと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事は事務局にお戻しいたします。

税制課長

本日は、熱心なご議論をありがとうございました。これもちまして第3回税制調査会を終了いたします。